

和歌山工業高等専門学校における事務職員の人事に関する基本方針

校長裁定

制定 令和元年12月18日

1. 基本方針

(1) 人事異動の原則

事務職員（以下「職員」という。）の人事は、組織の強化・活性化に加え、職員のキャリア形成にも資するよう、本人の資質、能力、適性を重視するとともに、身上調書や課長との面談等を通じた本人の意向及び人事評価の結果を勘案し、また、業務の適性を確保する観点から、長期間にわたり同一ポストに配置することのないよう、計画的かつ適切な人事配置に努めるものとする。

人事異動は、原則として、同一ポストに2年以上在職している者を対象とするが、職務遂行上の専門性、業務の継続性等を必要とする場合は、この限りではない。

(2) 異系分野等への異動

幅広い視野を持った人材の育成、職員としての意識涵養と縦割りの排除のため、採用時から概ね係長になるまでの間は、特定分野に偏らないよう留意した人事異動を行う。

その後は、本人の適性、意向等も考慮しつつ、専門分野と幅広い視野を兼ね備えた職員の育成を図る。

(3) 人事異動の時期

年間を通じた各部署の業務量等を考慮し、できるだけ業務の支障が少ない時期に人事異動を行うことに努める。人事異動の時期は、原則として、各年度の7月とする。

(4) 人事交流の推進

将来必要な知識・経験、幅広い視野、人的ネットワークを培うため、他高専、他機関との人事交流を積極的に推進する。

(5) 女性職員の積極的な登用

独立行政法人国立高等専門学校機構男女共同参画行動計画に基づき、女性職員の上位職への昇任と活躍の場の拡大に努める。

2. 各職位の昇任基準

職 位	昇 任 基 準
主任	(1) 担当分野に係る知識を有し、意欲を持って職務に従事するとともに、確実に業務を遂行できること。 (2) 異なる職務分野を複数経験し、担当分野に係る学校内の業務の流れを把握していること。 (3) 年度末年齢が概ね33歳以上であること。 (4) 原則として、他機関又は複数の部署での勤務経験を有すること。

係長	<p>(1) 担当分野に係る専門的知識を有し、意欲を持って職務に従事するとともに、確実に業務を遂行し、さらに業務の改善を図る意識があること。</p> <p>(2) 異なる職務分野を複数経験し、学校内の業務全般の流れを把握していること。</p> <p>(3) 年度末年齢が概ね35歳以上かつ主任歴1年以上であること。</p> <p>(4) 原則として、他機関又は複数の部署での勤務経験を有すること。</p>
課長補佐	<p>(1) 優れた専門的知識に加え、マネジメント能力を有し、意欲を持って職務に従事することができること。</p> <p>(2) 異なる職務分野を複数経験し（3分野以上が望ましい）、学校内の業務全般の流れを把握していること。</p> <p>(3) 人材育成の観点で、部下に対する的確な指示・指導ができること。</p> <p>(4) 年度末年齢が概ね45歳以上かつ係長歴9年以上であること。</p> <p>(5) 原則として、他機関での勤務経験を有すること。</p>
課長	* 原則として、各ブロックが実施する課長登用制度に基づく。

附 則（令和元年12月18日制定）

この基本方針は、令和2年1月1日から施行する。